

青森地方裁判所委員会及び青森家庭裁判所委員会（第32回）議事概要

1 日時 令和2年2月6日（木）午後1時30分

2 場所 青森地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者（敬称略）

(1) 委員（（地）は地方裁判所委員，（家）は家庭裁判所委員，（地家）は地方裁判所委員兼家庭裁判所委員を示す。50音順，敬称略）

飯畑勝之（地），石井俊和（地家），源新明（地），児玉寛子（家），佐藤健一（地家），佐藤義之（地家），志村敬（地家），首藤晴久（家），武井紀子（地），西舘康司（地），松岡浩美（家），松本史晴（家），三上富士子（家），森清（地），山鹿高紀（地），若木茂子（家）

(2) 説明者

中井隆利地裁事務局長，佐藤潔家裁事務局長，藤原光浩刑事首席書記官，蓮瀧裕之家裁首席書記官，平塚恵首席家裁調査官，野中正裕地裁事務局次長，遠藤宗樹家裁事務局次長，鈴木徳夫刑事次席書記官，鈴木正之家裁訟廷管理官

4 議事

(1) 開会

(2) 石井地家裁所長挨拶

(3) 退任委員の紹介（敬称略）

竹中孝，古久保正人

(4) 新委員の紹介（敬称略）

石井俊和，松本史晴

(5) 委員長指名（地方裁判所委員会規則第6条1項）

委員の互選により，地方裁判所委員会委員長として石井俊和委員を選出した。

(6) 委員長指名（家庭裁判所委員会規則第6条1項）

委員の互選により、家庭裁判所委員会委員長として石井俊和委員を選出した。

(7) 協議テーマ

ア 犯罪被害者等の保護について

イ 青森県内における成年後見制度利用促進基本計画の推進について

(8) 意見交換の要旨（◎委員長，○委員，□説明者）

ア 犯罪被害者等の保護について

意見交換に先立ち、犯罪被害者に対する配慮とその保護のための諸制度及び青森地裁における取組や実施の状況についての説明を行い、証人尋問の際の遮蔽の措置及びビデオリンク方式による証人尋問の実演を見ていただいた。

◎ 犯罪被害者に対する配慮とその保護のための諸制度全般についての御意見や御質問等はあるか。

○ 公開の法廷で氏名等を明らかにしないことができるということであるが、実際に明らかにしない人はどれくらいいるか。

□ 正確な数は把握していないが、年間二十数件の被害者のための秘匿制度の利用があり、特にわいせつ事案ではほぼ全件近くについて被害者から氏名等を明らかにしないでほしいとの申出があり、裁判所が秘匿の決定を行っている。

○ 実際に取材をしている記者から、氏名等を明らかにしていない場合、証人の関係性がよくわからないという声を聞くことがあり気になっていた。

○ 法廷での遮蔽の様子を見て、被告人と証人の席がとても近いと感じた。被告人の話し方等によっては、証人が恐怖を感じることも考えられるが、途中で証人尋問を続けられないという判断をすることはあるか。

□ 証言される方には遮蔽されていても心理的な圧迫はあると思う。それが過度の負担となるようであれば、裁判所あるいは検察官から、ビデオリンクの利用により別室での証言を検討するよう促している。それでも遮蔽の措置で良いという方には、法廷で証言していただくほうが望ましいと考え

ている。

- ビデオリンクの実演と法廷での遮蔽の様子を見て、法廷よりも別室の方が、証人が落ち着いて話せる感じがするが、あえて法廷で行う場合の違いというのはどういうところにあるか。
- 現在の刑事裁判の在り方としては、直接証拠主義と言って、法廷で直接証人を尋問してそこから証言を引き出すという証拠調べが行われている。その趣旨からすると、ビデオリンクよりも法廷で証言していただくほうが本来の趣旨に沿っていると言える。
- 実際に法廷で尋問を行う弁護士としては、被告人の弁護を行う場合と、被害者参加制度により参加する場合があるが、個人的には直接顔を見て尋問したほうがよいと感じている。ビデオリンクでは、尋問中に泣く、吐息を漏らすといった行動がテレビ画面から感じ取れるかといった問題があるし、行動に現われた感情によりその後の質問を組み立てることもある。被告人の利益や適正な手続を尽くすため、直接尋問する方が本来であれば原則であると考えられる。他方、被害者の代理人としては、被害者の心情や二次被害の防止を考慮すればビデオリンクを利用したいと考えるところでありジレンマを抱えている。その時の依頼者である被告人あるいは被害者とよく議論を重ねる必要がある。
- やはり法廷で直接尋問するのが原則であり、被害者側の立場に立ったシステムであるものの、ビデオリンクでの証言は不利になるという印象を受けた。裁判に関わる人たちが、被害者の配慮のためのビデオリンクが機能するために、直接尋問した方が雰囲気等が伝わるといった考え方からシフトしなければいけないのかなと思った。被害者に寄り沿った形で裁判が行われた方が良いと感じた。
- ビデオリンクで証言する場には、他に誰か立会う人はいるのか。
- 証人を一人でその部屋に置いておくということはなく、裁判所の職員が

最低一人，女性が証言する場合は女性職員が同室することになっている。

イ 青森県内における成年後見制度利用促進基本計画の推進について

意見交換に先立ち，成年後見制度利用促進基本計画の概要を説明し，令和元年9月に開催した「家庭裁判所と家事関係機関との連絡協議会」の協議結果などを紹介した。

- ◎ 成年後見制度利用促進基本計画の概要等に関する説明についての御意見や御質問等はあるか。
- 市町村長申立てというのは，被後見人が一人暮らしの場合等に行われるのか。
- 親族等が身近にいないケースで多く行われている。
- 2025年問題が取り上げられており，成年後見もその中の一つの問題として，記者として勉強していかなければならないので，裁判所にも色々教えていただきたい。
- 後見人自身も高齢になり健康を損なう等で，その後，後見人を務めることに不安を覚えるような場合に備えて，複数の後見人を，順位を決めて選任しておくとか，自然人後見人には公的機関が後ろ盾となる等，後見人が役割を果たせなくなった時の対策が，制度として必要ではないかと感じる。
- そのようなケースでは法人後見が望ましいのではないかという議論がある。手続としては辞任許可申立てを行うことができ，代わりの方が見つかった段階で辞任を許可することとなる。
- 後見人を依頼する専門職として，弁護士とか，司法書士とか，社会福祉士とか様々あるが，こういった違いがあるのか。
- 申立時に後見人の候補者を立てて行う場合と，候補者は家庭裁判所に任せる場合がある。裁判所では，事案に応じて弁護士，司法書士，社会福祉士等から適任と思われる方を選任している。
- 例えば被後見人の財産額（預貯金等の金額）の多少により選任する職種

を変えること等はあるか。

- 財産額の多少というより、被後見人の抱えている課題が何であるかが選任の際に着目するメインとなる。相続問題がある場合や金銭トラブルがある場合等、法的課題が問題となっていれば弁護士や司法書士、身上監護が問題となっている場合は社会福祉士が適任と考えている。財産が多い場合でも支援信託制度を利用することで財産管理ができる場合もあるので、金額の多少というよりは抱えている課題に着目をして選任している。
- 大阪や岡山では意思決定支援のガイドラインやアセスメントがなされているが、東北ではあまり話が出ない。青森では意思決定支援やガイドライン、アセスメントをどうするかという話は出ているか。
- 裁判所内部ではまだ出していない。専門職団体からもお話しはうかがっていない。各地で検討されているので、今後、青森でも検討が必要になることもあろうかと考えている。
- 裁判所主催で研修を行うことは考えているか。
- まだ摺り合わせていないが、行うとすれば、関係専門職団体と連携して行うことを検討することになると思われる。
- 中核機関というネットワークの機能の中に、後見人支援や候補者の推薦といった重い機能があり、スタッフにも専門職経験者がいないとなかなか難しいと思っている。そういった部分を地域に広げていくため、今回ネットワークを推進するということで良いか。
- 中核機関でふさわしい候補者を推薦するといったことは、確かに重い作業だと思う。その際には必ず専門職団体も入って、マッチングといって適任者を候補者に挙げる計画となっている。このように、専門職団体が十分関与した形で機能していくことになるが、青森県内では検討していない部分もあるので、これから先、長い計画への取組みになっていくと思う。

(9) 次回開催期日及びテーマ

令和2年7月9日（木）午後1時30分から午後3時30分まで
テーマは，追ってお知らせする。

(10) 閉会